
6 0 1 3. 資金徴収登録

業務コード	業務名
S I K	資金徴収登録
S I K 2 0	資金徴収登録（強制入力）

1. 業務概要

(1) 「資金徴収登録（S I K）」業務

システムを介さないで行われた以下の手続き（以下、輸入申告等という。）について、税関審査により納付すべき関税額等が確定された場合は、輸入申告等の番号単位に納付税額等の徴収決定済情報を登録する。

包括納期限延長扱いの輸入申告及び納期限延長扱いの特例申告（以下、特例申告納期限延長という。）について、本業務で担保を使用する旨が登録された場合は、システムに登録されている担保から必要額を引き落とす。本業務で登録された内容は一括納付書にも反映される。

また、本業務により登録情報の取消しを行うことができる。なお、本業務でシステムに登録されている担保から必要額を引き落とした情報を取り消す場合は、引き落とされた担保額を回復する。

- ①輸入申告
- ②輸入申告（少額関税無税）
- ③特例申告（特例委託特例申告を含む。）
- ④特例申告期限内訂正（特例委託特例申告期限内訂正を含む。）
- ⑤蔵出輸入申告
- ⑥移出輸入申告（原料課税となる申告を含む。）
- ⑦総保出輸入申告（原料課税となる申告を含む。）
- ⑧輸入申告（沖縄特免制度）
- ⑨修正申告（特例修正申告を含む。）
- ⑩更正
- ⑪賦課決定
- ⑫決定
- ⑬納付通知
- ⑭調定決議
- ⑮旅具徴税
- ⑯とん税等納付申告
- ⑰石油石炭税特例納付
- ⑱国際観光旅客税

(2) 「資金徴収登録（強制入力）（S I K 2 0）」業務

S I K業務で強制入力待ちとなった場合は、本業務で強制的に徴収決定情報を登録する。

(3) 「資金徴収登録（自動起動）（1 S K）」業務

汎用申請業務にて国際観光旅客税の納付にかかる申請手続種別が入力された場合に、「汎用申請手数料等納付申請（R P C）」業務を契機に本業務が1 S K業務として自動起動される。

2. 入力者

税関

3. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	S I K業務またはS I K 2 0業務の場合	入力者
資金徴収登録結果情報	S I K業務で強制入力待ちとならなかった場合	入力者
資金徴収登録強制入力 用情報	S I K業務またはS I K 2 0業務で強制入力待ち となった場合	入力者
資金徴収登録強制入力 結果情報	S I K 2 0業務で、強制入力待ちとならなかった 場合	入力者
取消確認情報（資金徴収 登録）	登録情報の取消しを行った場合	入力者
納付番号通知情報	以下の条件を全て満たす場合 ①S I K業務またはS I K 2 0業務であること ②納付方法がMPNであること ③一括納付書対象の輸入申告等でないこと	入力者
	以下の条件を全て満たす場合 ①1 S K業務であること ②納付方法がMPNであること ③一括納付書対象の輸入申告等でないこと	汎用申請者
納付番号通知情報（一 括）	以下の条件を全て満たす場合 ①納付方法がMPNであること ②一括納付対象であること ③当該輸入申告が属すべき納付番号通知情報 （一括）が出力済みであること ④当該輸入申告が属すべき納付番号通知情報 （一括）に納付すべき税額があること	入力者